

佐渡市ワーケーション促進レンタカーサブスクリプション実証業務委託

プロポーザル公募要項

1 公募の概要

(1) 公募の目的

佐渡市においては、「起業の島」、「移住の島」のブランドを確立し、多様な企業、人材が活躍できる島を目指し、UI ターン受入促進のための「移住体験住宅」の整備・運用、若い起業家のスタートアップ支援、(株)アドレスとの連携協定による2地域居住の受入促進、関係人口の拡大に取り組んでいる。

しかしながら、「移住体験住宅」は島内周辺部に多く点在しているため、滞在期間中の移動が車に限られており、更には(株)アドレスとの連携協定をきっかけに魅力的な滞在拠点が増え、ADDRESS 会員との交流が進むとともに、スタートアップ支援による企業誘致が進む一方で、離島ならではの首都圏からの移動や島内移動にかかるコストが本土と比較して高くなっている。

このことから、本公募では、レンタカーを一定期間利用できる権利に対して料金を支払う仕組み(サブスクリプション)をモデル的に構築し、佐渡市内の「移住体験住宅」や ADDRESS 拠点を利用する移住希望者等をはじめ、当市に進出した企業に対して期間限定のキャンペーン企画として提供し効果検証を行うことで、来年度以降の継続的なキャンペーン企画を検討することを目的として、業務の受託者を公募するもの。

(2) 業務委託の内容

「佐渡市ワーケーション促進レンタカーサブスクリプション業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和5年3月10日(金)まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書提出日を基点として、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 参加表明書の提出日現在において、レンタカー事業を営む佐渡市の令和3・4年度入札参加資格名簿に登録されたものであること。ただし入札参加資格名簿に登録されていない場合は、今回の業務のみ、佐渡市内に本社および支社等の出先機関を置くレンタカー事業者であり、下記の①、②の書類一式を参加表明書と提出することで参加資格があるものとみなす。

- ① 商業・法人登記簿謄本の写し
- ② 直近年度の納税証明書の写し

ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、佐渡市から入札参加資格者失格指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でない者。

3 実施スケジュール

項目	日程
プロポーザル参加者募集開始	令和4年 10 月 12 日(水)
質問書の受付期間	令和4年 10 月 12 日(水)から 令和4年 10 月 18 日(火)正午まで
参加表明書の提出期限	令和4年 10 月 19 日(水)正午まで
質問書に対する回答	令和4年 10 月 20 日(木)
企画提案書の提出期限	令和4年 11 月 4 日(金)午後5時まで
審査(プレゼンテーション)	令和4年 11 月 8 日(火)
審査選定結果通知	令和4年 11 月 9 日(水)

4 質問の受付

本募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 質問の受付期限

令和4年 10 月 18 日(火)正午まで

(2) 提出方法

質問は、件名に「佐渡市ワーケーション促進レンタカーサブスクリプション業務委託に係る質問(事業者名)」を明記のうえ、質問書(様式第1号)を添付し、電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

佐渡市移住交流推進課 r-iju@city.sado.niigata.jp

(4) 回答方法

令和4年 10 月 20 日(木)に参加表明書の提出者全員に電子メールで回答する。

5 参加表明書の提出等

(1) 資料の配布

実施要項等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書(様式第2号)を提出すること。

(3) 提出方法

件名に「佐渡市ワーケーション促進レンタカーサブスクリプション業務委託に係る参加表明書(事業者名)」を明記のうえ、参加表明書(様式第3号)を添付し、電子メールにより提出すること。

送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

(4) 提出期限

令和4年10月19日(水)正午まで

(5) 提出先

佐渡市移住交流推進課 r-iju@city.sado.niigata.jp

(6) 辞退の方法

参加表明書提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限の前日までに辞退届(様式第3号)を電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

6 企画提案書の提出等

企画提案書は、参加表明書の提出を行って参加資格の確認を受けた事業者のみ、提出できるものとし、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和4年11月4日(金)午後5時必着

(2) 提出先

佐渡市移住交流推進課 r-iju@city.sado.niigata.jp

(3) 提出方法

件名に「佐渡市ワーケーション促進レンタカーサブスクリプション業務委託に係る企画提案書(事業者名)」を明記のうえ、電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

(4) 提出書類(データをメールに添付)

(別紙様式1) 表題

(別紙様式2) 会社概要書

(別紙等式3) 類似業務(レンタカー、移住・観光・交流関連業務)実績

(別紙様式4) 業務に対する基本的考え方

(任意様式) 企画提案書

(任意様式) 収支計画

(5) 企画提案書作成上の注意点

- ① 企画提案書は、A4判縦、横書き、文字は11ポイント以上とすること。
- ② 企画提案書の内容に不足がある場合、その項目は0点とする。

7 提出資料の取扱い等

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について書き換え又は撤回することはできない。
- (3) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

8 審査方法

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者による企画提案を受け、佐渡市が組織する選考審査委員会が、「佐渡市ワーケーション促進レンタカーサブスクリプション業務委託プロポーザル審査基準」に基づき評価を行い、受託候補者を選定する。

(2) 選考審査委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングについて

- ① 日時:令和4年 11 月8日(火) ※午後を予定
- ② 場所:佐渡市役所 会議室棟 第2会議室 (佐渡市千種 232 番地)
- ③ 出席者:参加者側の出席者は2名までとする。
- ④ 実施順:順番及び時間は、参加表明書を受理した後に電子メールにて連絡する。
- ⑤ 説明時間:各参加者 15 分以内とする。
- ⑥ 資料等:選考審査委員会では、提出された企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

9 結果の通知及び公表

選定結果は全ての参加者に電子メールにより通知する。また、受託候補者と委託契約締結後、佐渡市ホームページに公表する。

なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

10 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「2 参加資格要件」に定める要件を満たさない(満たさなくなった)者による提案。
- (2) 「5 参加表明書の提出等」に定める参加表明書を提出しなかった者による提案。
- (3) 「6 企画提案書の提出等」に定める提出期限を過ぎて提出された提案。
- (4) 企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約締結前に佐渡市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び受託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と受託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が貸付契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案者が1者しかいない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。
- (3) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本要項に定めるプロポーザルの実施方法を変更する場合がある。